

# 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令及び 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示について

## 1. 改正の背景

我が国は、自動車の安全基準等について、国際的な整合性を図りながらその安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合規則の諸採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成 10 年に加入し、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について採用を進めているところである。

今般、国連自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第 188 回会合において、「直前直左右確認装置※に係る協定規則（第 166 号）」及び「大型車の直接視界に係る協定規則（第 167 号）」が新たに採択されたほか、「国際的な車両認証制度に関する手続き等を定めた協定規則（第 0 号）」、「車両火災の防止に係る協定規則（第 34 号）」、「歩行者保護に係る協定規則（第 127 号）」等の改訂が採択された。

※自動車の発進時に歩行者等と接触する事故を防止するために、車両に近接する前方及び側方を確認する装置

これを受け、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）、装置型式指定規則（平成 10 年運輸省令第 66 号）、共通構造部型式指定規則（平成 28 年国土交通省令第 15 号）、道路運送車両法関係手数料規則（平成 28 年国土交通省令第 17 号）、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等について、所要の改正を行うこととする。

## 2. 改正の概要

### (1) 道路運送車両の保安基準及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 3 章の規定に基づく保安基準について、以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量 3.5 トン以下の自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）は、運転者席から死角となる車両の直前及び側面に近接する歩行者や障害物を確認できるように、協定規則第 166 号に適合する視認装置又は検知装置を備えなければならないこととする（所定の障害物を直接視認により確認できる場合を除く）。
- ② 専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量が 3.5 トンを超える自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに被牽引自動車を除く。）は、運転者席から直接視認できる近傍の視界の量（体積）を一定以上確保できるように、協定規則第 167 号に適合する運転者席を備えなければならないこととする。

### (2) 装置型式指定規則の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 法第 75 条の 3 第 1 項の規定により型式指定の対象となる特定装置の種類に、直前直左右確認装置、大型車の運転者席等を追加する。
- ② 法第 75 条の 3 第 8 項の規定により型式指定を受けたものとみなす特定装置に、協定規則第 166 号に基づき認定された直前直左右確認装置、協定規則第 167 号に基づき認定された大型車の運転者席等を追加する。

③ 協定規則の改訂に伴い、国内に受け入れる協定規則の番号を以下のとおり改める。

第 34 号第 3 改訂版	⇒	第 34 号第 4 改訂版
第 127 号第 3 改訂版	⇒	第 127 号第 4 改訂版

**(3) 共通構造部型式指定規則の一部改正**

協定規則第 0 号の改訂に伴い、国内に受け入れる協定規則の番号に第 0 号第 5 改訂版を加えるほか、所要の改正を行う。

**(4) 道路運送車両法関係手数料規則の一部改正**

直前直左右確認装置、大型車の運転者席等の型式について指定を申請する者が、保安基準適合性についての審査を受けるに際して独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を、実費を勘案して定めるほか、所要の改正を行う。

**(5) 道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成 15 年国土交通省告示第 1318 号）の一部改正**

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① (1)①の新基準について、当分の間、既存の国内基準に適合する視認装置を備えていればよいこととする。
- ② (1)②の新基準について、令和 8 年 1 月から適用開始とする。

**【適用時期】**

新 型 車：令和 8 年 1 月 1 日  
継続生産車：令和 11 年 1 月 1 日

**(6) その他の関係告示の一部改正**

上記のほか、関係する告示の規定について所要の改正を行う。

**3. スケジュール**

公 布：令和 5 年 6 月 5 日

施 行：以下の通り

下記以外に係るもの	令和 5 年 6 月 5 日
指定自動車等であって新たに運行の用に供しようとするもの等について、(1)①及び(5)①に係るもの	令和 5 年 6 月 8 日
(1)②及び(5)②に係るもの、並びに(2)①②及び(4)の一部に係るもの	
指定自動車等以外の自動車であって新たに運行の用に供しようとするもの等又は使用の過程にある自動車について、(1)①及び(5)①に係るもの	令和 5 年 9 月 1 日